

平成 24 (2012) 年度 東北大学法科大学院入学試験

試験科目：公法（行政法）

Y市建築主事は、Aの申請に係る土地（以下「本件土地」という）上に建築する建築物（以下「本件建物」という）につき、建築基準法6条に基づく建築確認（以下「本件建築確認」という）を行った。これに対し、本件土地に隣接する土地に居住するXは、本件建物が建築基準法の定める構造耐力の基準（同法20条）に適合しておらず、地震の際に倒壊するおそれがあるとして、Y市建築審査会に対し、本件建築確認の取消しを求める審査請求をした。しかし、同審査会は、これを棄却する裁決をした。その間、本件建物は完成し、使用に供されている。

Xは、訴訟を提起することにより、本件建物の建築基準法違反を是正させたいと考えている。Xが提起すべき訴訟（行政事件訴訟法に規定されているものに限る）を挙げ、当該訴訟の訴訟要件が満たされるか否かにつき、検討せよ。なお、仮の救済については、論じなくてよい。

建築基準法

（用語の定義）

第二条 この法律において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一～三十四 略

三十五 特定行政庁 建築主事を置く市町村の区域については当該市町村の長をいい、その他の市町村の区域については都道府県知事をいう。〔但書略〕

（建築物の建築等に関する申請及び確認）

第六条 建築主は、……建築物を建築しようとする場合……においては、当該工事に着手する前に、その計画が建築基準関係規定（この法律並びにこれに基づく命令及び条例の規定（以下「建築基準法令の規定」という。）その他建築物の敷地、構造又は建築設備に関する法律並びにこれに基づく命令及び条例の規定で政令で定めるものをいう。以下同じ。）に適合するものであることについて、確認の申請書を提出して建築主事の確認を受け、確認済証の交付を受けなければならない。〔以下略〕

2・3 略

4 建築主事は、第一項の申請書を受理した場合においては、……その受理した日から三十五日以内に……、申請に係る建築物の計画が建築基準関係規定に適合するかどうかを審査し、審査の結果に基づいて建築基準関係規定に適合することを確認したときは、当該申

請者に確認済証を交付しなければならない。

#### 5～12 略

13 建築主事は、第四項の場合において、申請に係る建築物の計画が建築基準関係規定に適合しないことを認めるとき……は、その旨及びその理由を記載した通知書を同項の期間……内に当該申請者に交付しなければならない。

14 第一項の確認済証の交付を受けた後でなければ、同項の建築物の建築……の工事は、することができない。

#### 15 略

#### (違反建築物に対する措置)

第九条 特定行政庁は、建築基準法令の規定……に違反した建築物……については、……当該建築物……の所有者……に対して、……相当の猶予期限を付けて、当該建築物の除却、移転、改築、増築、修繕、模様替、使用禁止、使用制限その他これらの規定……に対する違反を是正するために必要な措置をとることを命ずることができる。

#### 2 以下略

#### (構造耐力)

第二十条 建築物は、……地震その他の震動及び衝撃に対して安全な構造のものとして、次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める基準に適合するものでなければならない。〔以下略〕

#### (不服申立て)

第九十四条 建築基準法令の規定による特定行政庁、建築主事……の処分又はこれに係る不作為に不服がある者は、……当該市町村又は都道府県の建築審査会に……対して審査請求をすることができる。

#### 2 以下略

#### (審査請求と訴訟との関係)

第九十六条 第九十四条第一項に規定する処分の取消しの訴えは、当該処分についての審査請求に対する建築審査会の裁決を経た後でなければ、提起することができない。

第九十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

一 第六条第一項……の規定に違反した者

二 以下略

#### 2 略